石川県公立大学法人行動計画

教職員の仕事と子育ての両立を推進し、男女を問わず教職員が働きやすい環境を整備することによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮することができるよう、次のように行動計画を策定する。

Ⅰ　計画期間

令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間

（令和２年４月１日に策定したものを改定）

Ⅱ　法人教職員における課題の認識

・仕事と育児の両立を図るため、雇用環境の改善を進める必要がある

・男女間における平均勤続年数に大きな差異はないものの、育児休業等のとりやすい職場環境の醸成や、長時間労働の是正には継続して取り組む必要がある

Ⅲ　目標及び内容

１　仕事と育児の両立について（次世代育成支援法関係）

（１）時間外勤務の縮減

①　所属毎に定時退庁日を設定するなど、時間外勤務を縮減する取組を行う。

②　教職員は事務の簡素合理化やメリハリのある業務遂行に努め、管理職は各教職員の業務の状況及び時間外勤務の実績を把握し、適切な業務遂行をマネージメントする。

③　効率的業務運営の観点から、業務の実態に応じ、勤務時間の割振り変更や各所属間の教職員の機動的配置変更等を適宜実施する。

（２）年次有給休暇等の取得促進

【目標：法定取得日数（年５日）以上の確実な取得】

①　所属長や管理職員等は、教職員が年次有給休暇を取得しやすい雰囲気作りに努めるとともに、教職員の業務の状況を常に把握し、教職員が計画的に年次有給休暇を取得できるようマネージメントするものとする。

②　所属長や管理職員等は、子育て中の教職員に対し、家族とともに過ごす時間の確保等のため、積極的に年次有給休暇を取得するよう促すものとする。

③　育児関連の休暇、休業制度を周知し、利用促進を促すものとする。

（３）人事管理上の配慮

①　所属長や管理職員等は、育児休業期間や育児短時間勤務の期間の代替職

員の確保に配慮するものとする。

② 所属長や管理職員等は、業務の配分や人員配置に当たっては、特定の教職員や所属に負担が集中しないよう、業務量や内容を適切に管理するとともに、繁忙期における部門間の協力体制を整備するものとする。

2 女性の活躍の推進について（女性活躍推進法関係）

（1）育児休業等の取得促進

【目標：男女の平均勤続年数の差異について、１年以内となるようにする】

① 育児関連の休暇、休業制度を周知し、利用促進を促すものとする。（再掲）

② 男性の育児参加のための休暇制度等についても取得を促進するものとし、女性の柔軟な職場復帰ができる環境づくりを行う。

（2）長時間労働の是正

・ 時間外勤務の縮減のため、教職員は事務の簡素合理化やメリハリのある業務遂行に努め、管理職職員等は各教職員の業務の状況及び時間外勤務の実績を把握し、適切な業務遂行をマネージメントする（再掲）。

3 本行動計画は、計画期間中においても随時弾力的に見直し、変更できるものとする。